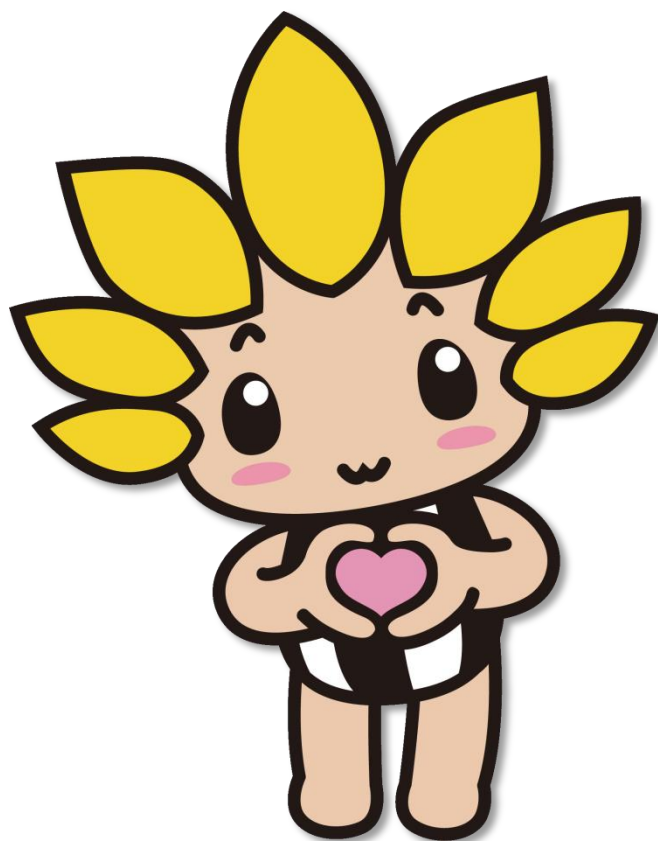


座間市
指定NPO法人制度
指定申出の手引き



座間市市民部市民協働課

地方税法の改正により、NPO法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、都道府県または市町村が条例において指定したものは、個人住民税の寄附金控除の対象とされることになりました。

座間市においても、NPO法人への寄附を促進することにより、NPO法人の活動を市民が直接支援していく仕組みとして、この制度を導入しました。



指定NPO法人制度とは？

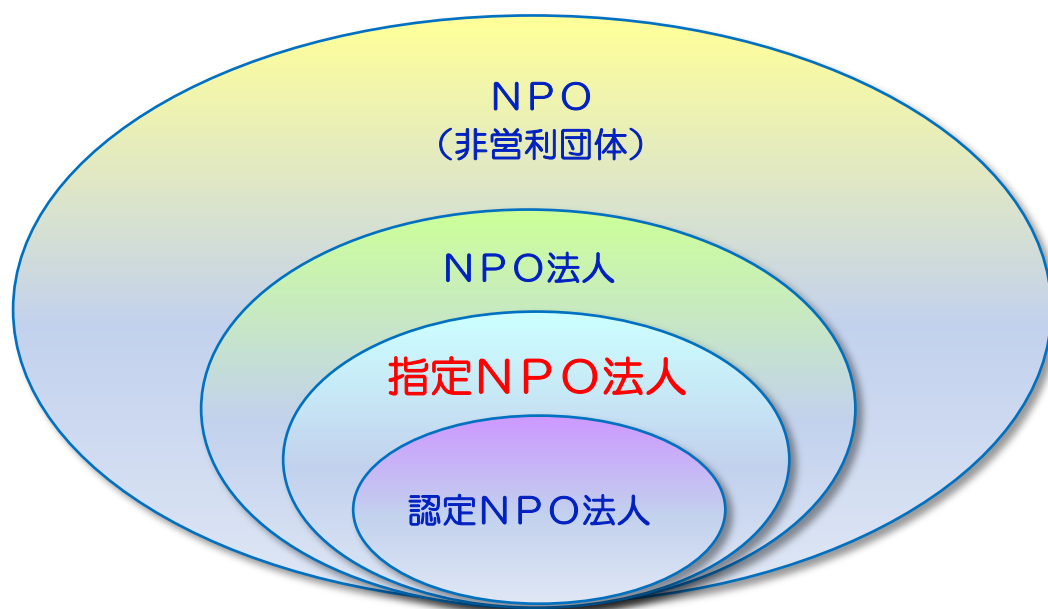
NPO法人への寄附を促す制度です。

その目的は、「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」です。

① 多様なNPO（非営利団体）の形態

NPO（非営利団体）が、活動の公益性や運営内容などについて一定の要件を満たすことでNPO法人や認定NPO法人になることができます。

NPO法人や認定NPO法人になることで、運営内容がより明確になり、社会的信用度が高まるなど、活動の充実につながります。



② 指定NPO法人って？

一般のNPOからNPO法人になるためには、所轄庁（都道府県・政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、指定NPO法人になるためには、

さらに公益性や運営について一定の要件を満たす必要があります。

座間市で指定を受けるためには、神奈川県の指定を条件に、市議会の議決を経て、市条例で個別の指定を受ける必要があります。



指定NPO法人になることでのメリットとは？

① 寄附者個人のメリット

神奈川県と座間市がそれぞれの条例で個別指定した指定NPO法人に寄附をした寄附者の個人住民税が、寄附金税額控除の対象になります。【※1】

② 指定NPO法人のメリット

◎認定NPO法人になりやすくなります。

認定NPO法人制度の認定要件のうち、最もハードルが高いといわれているパブリックサポートテスト（PST要件）【※2】が免除されます。

◎内部管理と社会的信用性が高まります。

指定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。また、一層進んだ情報公開や、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まることが期待されます。

【※1】（寄附金の税制優遇）

寄附をおこなった年の翌年の1月1日現在、座間市に住所を有する寄附者の個人住民税が寄附金税額控除の対象となります。控除割合は、2,000円（適用下限額）を超えた寄附金の4%が県民税から、6%が市民税からそれぞれ税額控除されます。

【※2】パブリックサポートテスト（PST要件）

PST要件とは、認定NPO法人になるための公益要件で、NPO法人が広く一般から支持を受けているかどうかを判断するもので、次のいずれかを

満たす必要があり、これまで認定取得の最大の関門と言われてきました。

- ・ 経常収入に占める寄附金収入の割合が20%以上であること。
- ・ 年間 3,000 円以上の寄附者の数が平均 100 人以上であること。



市の指定を受けるための要件とは？

座間市の指定を受けるためには、**神奈川県**の指定を受けていることが必要となります。【※3】

【※3】

神奈川県「地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」によって指定されたNPO法人が、市に申請できる法人です。なお、県の指定を受けていれば、NPO法人の所在地が市外の場合でも申請できます。

神奈川県指定NPO法人制度については下記をご覧ください。

(神奈川県ホームページ内) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370165/>



申出手続きの流れ

① 事前相談

指定の申出をするときは、事前に担当へご相談ください。通年受け付けておりますが、ご希望の方はあらかじめ電話でご予約の上お越しください。

◎担当連絡先：座間市市民協働課（直通電話）046-252-7966

② 申出受付期間

10月1日～10月31日（土日祝を除く）が申出書提出期間です。

③ 提出書類

市所定の様式に必要事項を記入し、市民協働課へ添付書類と併せてご提出ください。

◎必要書類

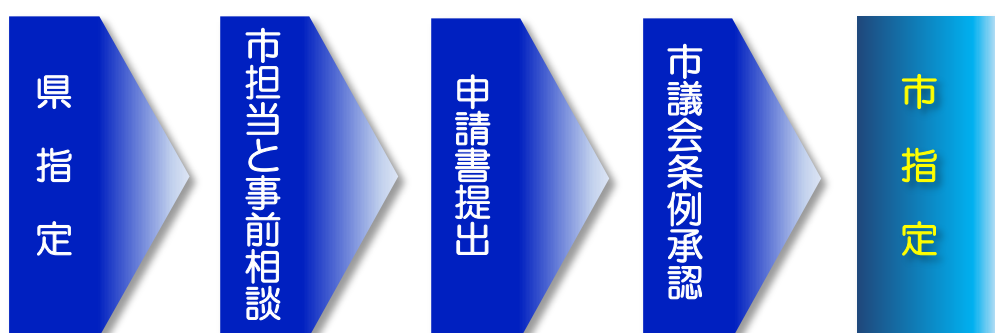
- ・指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）
- ・神奈川県指定通知の写し

④ 条例指定

市議会 12 月定例会において、申出をした法人を指定する条例の審議を行います。

⑤ 指定

市議会の条例承認後、担当課より当該法人へ指定のお知らせをいたします。なお、個人市民税（翌年分）の寄附金税額控除は、指定された年の1月1日に遡った寄附金から対象となります。



指定NPO法人になった後にすることは？

① 寄附者に対する手続（受領証の発行など）

寄附者が個人住民税の寄附金控除を受けるためには、お住まいの市町村に申告する必要があります。そのため、寄附金を受け入れたときには、寄附者に申告に必要な書類を発行する必要があります。

【交付書類】寄附金受領証明書

（決まった様式はありませんが、寄附者の住所及び氏名、受領した寄附金額、寄附金受領日、寄附金受け入れ指定NPO法人名、市税条例に規定する団体に該当する旨などを記載してください）

② 変更・更新手続

下記のことに変更があった場合には、すみやかに「指定特定非営利活動法人変更届出書」（第3号様式）を市民協働課に提出してください。

・ NPO法人の名称 ・ 代表者氏名 ・ 事務所の所在地 ・ 事業の内容

また、5年ごとに指定の更新が必要になります。更新の際には「指定特定非営利活動法人更新申出書」（第2号様式）を市民協働課に提出してください。
※市の指定の更新には、事前に県の指定更新が必要となります。

その他、詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。



必要書類などの入手方法

申出に必要な書類や手引書などは、市民協働課及び市民活動サポートセンター窓口にて配布しております。また、座間市のホームページからもダウンロードすることができます。

（座間市ホームページ） <http://www.city.zama.kanagawa.jp>

座間市指定NPO法人制度指定申出の手引き

【問合せ先】

座間市 市民部 市民協働課 市民活動係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘 1-1-1

電話 046-252-7966 FAX 046-255-3550

Email kyoumati@city.zama.kanagawa.jp